

「山梨県地域公共交通計画」策定支援業務委託に係る
「公募型プロポーザル方式」実施要領（案）

1 業務概要等

- (1) 業務名 山梨県地域公共交通計画策定支援業務委託
- (2) 実施主体 山梨県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）
- (3) 主な業務内容 別添仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結日から令和5年3月24日
- (5) 契約参考額 15,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 令和4年4月1日以降において、山梨県における建設・コンサルタント等の競争入札参加資格のうち、次の業種の認定をすべて受けていること。
 - ① 都市計画及び地方計画部門
 - ② 経済調査
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立をした者にあつては、再生計画の認可決定を受けている者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更正手続き開始の申立をした者にあつては、更正計画の認可決定を受けている者であること。
- (5) 国又は地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）による地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）から指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ① 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ② 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦ 暴力団及び①から⑥までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (7) 過去10年間（平成24年度から令和3年度）において、国、地方公共団体、又は

国や地方公共団体が設立した協議会等が発注した公共交通に関する計画策定業務をいずれも元請として受託し、完了した実績を有すること。ただし、他支社又は営業所等の実績も含む。

(8) 配置予定技術者の要件は次のとおりとする。

- ① 管理技術者は、上記(7)における同種業務に関する担当実績を有する者でなければならない。
- ② 技術士(当該業務に関する部門)の資格を有した照査技術者及び管理技術者を本業務にそれぞれ配置すること。
- ③ 照査技術者及び管理技術者は15年以上の実務経験(※)を有する者であること。
- ④ 主任技術者は10年以上の実務経験(※)を有する者であること。
- ⑤ 担当技術者(照査技術者、管理技術者、主任技術者以外の者)は5年程度の実務経験(※)を有する者であること。

※照査技術者、管理技術者、主任技術者及び担当技術者の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野の実務経験のことを指すものとする。

[他社(現在所属している事業所以外)等での実務経験も含む]

- ⑥ 照査技術者は管理技術者、主任技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。
- ⑦ 原則として業務完了まで、配置予定技術者の変更は病休・死亡・退職等のほかは認めない。

(9) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

3 プロポーザルに係る実施スケジュール

内容	日程・期限
公募開始	令和4年6月 1日(水)
質問書の提出期限	令和4年6月 7日(火) 正午必着
質問書の回答期限	令和4年6月10日(金)
参加意思表明書提出期限	令和4年6月14日(火) 正午必着
参加意思確認結果通知	令和4年6月17日(金)
企画提案書提出期限	令和4年6月22日(水) 正午必着
ヒアリング	令和4年6月下旬
選定結果通知	ヒアリングの2～3日後を予定

4 募集方法

本要領及び必要書類等を山梨県ホームページに掲載する。

5 参加手続き等

(1) 参加申請に関する質問

① 質問受付期間

令和4年6月1日(水)～7日(火) 正午

② 質問方法

質問書（様式第1号）により電子メールにて受付ける。

メールアドレス：kotsu-seisaku@pref.yamanashi.lg.jp

- ・メール送信時、件名に「山梨県地域公共交通計画策定支援業務委託プロポーザル質問」と付記すること。
- ・質問は、参加意思表明書、企画提案書等の記載方法及び基本仕様書の内容等に関するものに限る。

(2) 参加申請に関する質問の回答

① 回答日

令和4年6月10日（金）

② 回答方法

質問内容と合わせ、質問者名等を伏せて、山梨県ホームページに掲載する。

(3) 参加意思表明書の提出

① 提出書類

参加意思表明書（様式第2号）

② 添付書類

ア) 誓約書（様式第3号）

イ) 会社の概要が分かる書類（任意様式）

ウ) 業務実績調書（様式第4号）

エ) 管理技術者届（様式第5-1号）、照査技術者届（様式第5-2号）

主任技術者届（様式第5-3号）、担当技術者届（様式第5-4号）

オ) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明（写し可）

③ 提出期限

令和4年6月14日（火）正午必着

④ 提出方法

持参、郵送又は電子メール（押印したものをPDF形式で送信し、原本は後日郵送すること。）による。

⑤ 提出部数

各1部

⑥ 提出場所

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁北別館5階

山梨県地域公共交通協議会事務局

（山梨県県民生活部交通政策課）

電話：055-223-1665

メールアドレス：kotsu-seisaku@pref.yamanashi.lg.jp

(4) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果を、令和4年6月17日（金）までに参加意思表明書提出者全員に電子メールにて通知する。

併せて、参加資格を満たす者に対して、企画提案書等の提出を依頼する。

(5) 企画提案書等の提出

① 提出書類

参加資格確認結果の通知及び企画提案書等の提出依頼を受けた者は、本実施要領、仕様書の各規定を理解した上で、提出期限までに次の書類を提出すること。

ア) 企画提案書 (様式第6号)

イ) 企画提案内容 (様式第7号)

次に示す企画提案内容について、記載すること。(テーマ毎にA4版2ページ以内)

テーマ1	交通政策基本法や地域公共交通活性化再生法等の関係法令の趣旨並びに県内の広域的な交通圏単位の特性を踏まえた、県内全域における持続可能な公共交通網の構築に向けた取組み・考え方について ※ 特に、幹線交通の維持に資する施策や「県全体の幹線公共交通ネットワーク」の考え方、「各種交通モードの連携や多様な輸送サービスを活用した交通のあり方」の考え方に触れること。
テーマ2	計画策定までの工程計画並びに関係機関との連携を含む業務実施体制の構築について ※ 本県職員との調整・打合せ方法、業務の進め方について触れること。
テーマ3	仕様書に定めた業務内容項目(各種情報の把握・整理、分析等)の具体的な取組手法について ※ 県全体の幹線公共交通ネットワークを検討するにあたって必要となる、①県民、②来県者、③幹線系統のバス利用者④市町村⑤事業者を対象としたアンケート調査の実施・分析の手法を提案すること。(ただし、①の実施方法は除く、②の対象者数は述べること)

ウ) 見積書及び見積明細 (任意様式)

② 提出部数

社名、代表者印のあるもの1部 (正本)

社名、代表者印のないもの5部 (副本)

③ 提出期限

令和4年6月22日(水) 正午必着

④ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。

⑤ 提出場所

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁北別館5階

山梨県地域公共交通協議会事務局

(山梨県県民生活部交通政策課)

電話：055-223-1665

⑥ 注意事項

- ア) 連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を必ず記入すること。
- イ) 期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受け付けない。
- ウ) 提出後における提出書類の返却、差し替え及び再提出は認めない。

7 最適提案者の選定方法等

(1) 審査方法

審査委員会において、提出書類及びヒアリングによる審査を行い、最適提案者を選定する。

(2) 評価基準等について

① 評価基準

以下のとおり、評価基準を設ける。

評価項目		評価事項	配点
1 業務実績の評価		①同種・類似業務の実績があり、業務遂行に十分な経験を有しているか	10
		小計	10
2 企画提案内容に関する評価	業務内容の理解	②県内の広域的な交通圏単位の特性や公共交通の現状・課題を十分に理解しているか。	15
		③提案内容が、目指す地域公共交通計画に沿った内容となっているか。	15
	工程・業務体制	④実効性があり、かつスピード感を持った工程計画が提案されているか。	10
		⑤工程計画のとおり業務を遂行できる業務体制が構築されているか。	10
	実施方法	⑥各種調査手法が具体的に示され、計画策定に必要な情報の把握・整理が可能な内容となっているか。	10
		⑦調査結果の分析手法が具体的に示され、計画策定に必要な客観的な指標等を設定できる内容となっているか。	10
	ヒアリング	⑧知識や経験、根拠等に基づいたプレゼンテーションであり、内容が的確で分かりやすく、説得力があるか。	5
		⑨本業務に対する取組み意欲が高く、熱意を感じられるか。	5
		小計	80
	3 見積金額の評価		⑩見積金額は安価であるか。 10点×応募者中の最低価格／応募者の提案価格 ※端数切捨
		小計	10
合計			100

② 採点基準

①の各評価事項に対して、次に示す5段階評価で審査委員が採点を行い、総合得点を算定する。

判断基準	得点
非常に優れている	配点×1.0
優れている	配点×0.8
標準的である	配点×0.6
劣っている	配点×0.4
不可又は記載なし	配点×0.0

(3) 最適提案者の選定方法

- ① (2)の採点を行い、失格者を除いた者のうち、最高得点を得た者を最適提案者として選定するものとする。
- ② 最高得点を得たものが複数となった場合は、以下の基準により最適提案者を選定するものとする。
 - ア) 評価項目「2. 企画提案内容に関する評価」の小計得点の最高得点を得た者を最適提案者とする。
 - イ) ア)の最高得点を得た者が複数となった場合は、「1 業務実績の評価」の小計得点の最高得点を得た者を最適提案者とする。
 - ウ) イ)の最高得点を得た者が複数となった場合は、「3 見積金額の評価」の小計得点の最高得点を得た者を最適提案者とする。
 - エ) ウ)の最高得点を得た者が複数となった場合は、抽選により最適提案者を選定するものとする。
- ③ ①、②にかかわらず、総合得点の60%未満の得点の場合は、最適提案者として選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 「2 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に審査委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 見積額が委託上限額を超過している場合
- ⑥ その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

8 ヒアリングの実施

(1) 実施日

令和4年6月下旬を予定

※ 詳細な日時・場所については、別途通知する。

(2) 出席者

配置予定管理技術者を含めた3名以内

(3) 内容

提出された企画提案書を使用し、内容の説明（20分以内）及び質疑応答形式で行う。当日の追加資料は、認めない。

※ パソコンを使用する場合は、事前連絡の上、提案者で準備すること。

※ ヒアリングは、非公開とする。

9 選定結果の通知・公表

最適提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知するとともに、山梨県ホームページにおいて公表する。

なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては、一切受付けない。

10 契約手続等

(1) 選定された最適提案者は、協議会との間で委託内容、経費等について再度調整を行ったうえで協議が整った場合に、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適提案者と協議が整わない場合、又は最適提案者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

(2) 選定された提案者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。

(3) 契約手続等については山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）の定めによるものとする。

(4) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

11 その他留意事項

(1) 企画提案書の作成、提出及びヒアリング等に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、最適提案者の企画提案書の著作権は、委託契約締結以降、委託者に帰属するものとする。

(3) 提出された企画提案書等は、最適提案者の選定以外には使用しない。

(4) このプロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(5) 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される。第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

(6) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、山梨県地域公共交通協議会事務局が別に定める。